また、利水については、石木ダム案（申請案）、海水淡水化案、地下ダム案、地下水案の４案について比較検討が行われている。海水淡水化案は、付近地が閉鎖性の高い海域であることから水質が悪く前処理が困難であり、塩分濃縮排水の付近の海域への影響が懸念される。さらに、ブレンドに必要な陸水との併用で稼働率が悪く事業費も高価である。地下ダム案は、地形、地質上まとまった取水が困難である。また、地下水案は、水源として利用可能な箇所がない等いずれの案も社会的、技術的及び経済的条件からみて合理的でなく、石木ダム案が最も妥当な案であると認められる。

佐世保市において平成25年３月に実施された水道施設整備事業再評価においても、石木ダム建設と同様の取水量につながる可能性のある代替案として、その他ダム案、河道外貯留施設案、河口堰案、ダム再開発・掘削案、他用途ダム容量の買い上げ案、湖沼開発（ため池の活用）案、水系間導水案、流況調整河川案、地下水取水案、海水淡水化案、既得水利の転用案、ダム使用権等の振替案、他事業からの受水案、水源林の保全案の14案の検討が行われた。このうち、海水淡水化案を除く13案は、技術的可能性、法的可能性及び量的可能性等の面において取水量確保の可能性がないとされ、さらに、石木ダム案と海水淡水化案について比較検討が行われたが、地域社会への影響、技術的課題、環境への影響、事業費等の面から、石木ダム案が優位であるとしている。

以上、治水、利水双方から比較検討した結果、社会的、技術的及び経済的条件を総合的に勘案し、ダム建設案が最も優れた案と認められる。

次に、川棚川水系石木川でのダムサイトの候補地につき、貯水に必要なダム高を確保できるよう両岸が高いこと、ダム堤頂長を短くするために両岸の山が近接していること、ダムの背後に貯水量を十分確保できること等を条件に上流サイト案、中流サイト案、下流サイト案（申請案）の３案が選定され、当該３案について検討が行なわれている。

申請案と他の２案を比較すると、申請案は、支障家屋は最も多くなるが、ダムの規模が最も小さく施工性に優れ、貯水効率も最も優れており、また、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う県道、町道及び農業用道路付替工事の事業計画については、施設の位置、構造型式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、川棚川流域は地形的に山が迫り流域延長も短く川幅も狭いことから、幾度も洪水被害が発生しており、また、佐世保市では安定して取水できる水源の給水能力が不足し、不安定取水に依存している状況に加え、更なる供給能力の不足が見込まれている将来の水需要への対応が必要となることから、川棚川流域の洪水被害の軽減、流水の正常な機能の維持、水道用水の確保のためできるだけ早期に本体事業を整備する必要があると認められる。

また、佐世保市、川棚町、石木ダム建設促進佐世保市民の会等から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

なお、佐世保市では、水道用水の水源施設としてダムを建設、活用しているが、既設ダムの多くは老朽化しており、また、ダムと一体化した付帯施設も老朽化が激しくなっているため、早急な更新が急務となっている。また、経年による土砂の堆積により有効貯水率が減少している。

これら施設更新及び土砂浚渫は、ダムの水位を下げて実施する必要があるが、佐世保市は水源に余裕がないため、石木ダムが完成することによりこれらの施設更新などの実施に寄与することが認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地及び漁業権を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項及び法第138条第１項の規定により準用される法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　長崎県東彼杵郡川棚町役場

第６　収用又は使用の手続が保留されている起業地

⑴　土地

長崎県東彼杵郡川棚町石木郷字鶴堂の一部及び字ツブキの一部、岩屋郷字野稲原の一部、字川原、字川原平、字祓川の一部、字岩屋ノ前、字岩ノ上、字勘藏平、字大平、字権現平、字大迫、字百堂、字坊ノ前、字瀬戸ノ尾尻の一部、字瀬戸ノ尾、字角合平、字狩集道上、字狩集、字下這迫、字上這迫、字二反田、字大山口、字上辻、字下辻、字平六渕、字勘太平、字タル谷及び字中ノ川内並びに木場郷字タリカド、字笹ノ本、字陰ノ迫、字鳶ノ巣、字西ノ迫、字迎畠及び字下木場地内

⑵　漁業権

［二級河川川棚川水系石木川］

上流　右岸　長崎県東彼杵郡川棚町木場郷字迎畠

左岸　長崎県東彼杵郡川棚町木場郷字迎畠　から

下流　右岸　長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字野稲原

左岸　長崎県東彼杵郡川棚町岩屋郷字野稲原　至る間

公　告

諮　詢　庁

破産手続終結及び免責許可決定

平成２４年（フ）第８０号

静岡県伊東市宇佐美1863番地の１　西川荘103号、破産手続開始時の住所静岡県伊東市宇佐美1952番地の１

破産者　川口　房子

１　決定年月日　平成25年８月23日

２　主文　本件破産手続を終結する。

３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

４　主文　破産者について免責を許可する。

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１８１１号

埼玉県上尾市原市北１丁目11番地14　ルミエールＢ―202

破産者　鈴木　　弘

１　決定年月日　平成25年８月26日

２　主文　本件破産手続を終結する。

３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

４　主文　破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１８９２号

埼玉県桶川市泉１丁目12番10号、住民票上の住所さいたま市見沼区大字大谷1664番地２405号室

破産者　新井　康彦

１　決定年月日　平成25年８月26日

２　主文　本件破産手続を終結する。

３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

４　主文　破産者について免責を許可する。

さいたま地方裁判所第３民事部破産係